

令和3年8月26日

市政記者クラブ 様

名古屋市新型コロナウイルス  
感染症対策本部事務局  
(防災危機管理局)  
担当：成瀬・酒井 (972-3575)

## 緊急事態宣言に伴う本市の施設・イベントの取り扱いについて

愛知県が緊急事態宣言を実施すべき区域とされたことに伴い、本市の施設・イベントにつきまして、下記のとおり対応いたします。

### 記

#### (1) 措置内容

##### ア 施設の取り扱い

- ・外出自粛要請等を踏まえ、開館時間は原則 20 時まで、イベント開催の場合は原則 21 時までとさせていただきます。
- ・貸館施設については、緊急事態宣言期間中の新規利用の自粛をお願いいたします。また、20 時以降（イベント開催の場合は 21 時以降）の予約の新規受付につきましては、停止させていただきます。
- ・予約済みの場合は可能な限り、利用を自粛していただきますようお願いいたします。
- ・施設内外に混雑が生じることにならないよう、入場者の整理等（整理・誘導、人数管理・人数制限等）を実施いたします。

##### イ イベントの取り扱い

- ・イベント開催を原則 21 時までとさせていただきます。
- ・感染防止対策を徹底したうえで、収容定員 50%以内（ただし、人数上限 5,000 人）で実施させていただきます。
- ・イベント参加前後の「三つの密」に繋がる行動や会食等の感染リスクが高い行動は自粛していただきますようお願いいたします。

#### (2) 期間

8月27日（金）から9月12日（日）まで

#### (3) その他

- ・各施設の開館情報及び施設利用やイベント開催情報に関する詳細につきましては、各担当部署の発表をご確認下さい。
- ・措置内容や期間については、本市の感染状況等を踏まえ、変更する場合があります。